

条例第 38 号

宇和島市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 22 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市立学校設置条例の一部を改正する条例

宇和島市立学校設置条例（平成17年条例第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(園児の定数) 第5条 幼稚園の園児定数は、次のとおりとする。		(園児の定数) 第5条 <u>宇和島市立宇和津幼稚園の園児定数は、70人とする。</u>	
(1) <u>宇和島市立宇和津幼稚園 70人</u>			
(2) <u>宇和島市立岩松幼稚園 100人</u>			
別表第3（第4条関係）		別表第3（第4条関係）	
名称	位置	名称	位置
宇和島市立宇和津幼稚園	宇和島市妙典寺前乙640番地	宇和島市立宇和津幼稚園	宇和島市妙典寺前乙640番地
<u>宇和島市立岩松幼稚園</u>	<u>宇和島市津島町岩松甲477番地 1</u>		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。